

#### (4)地区区分ごとの案内・解説施設設置計画

##### ①A地区

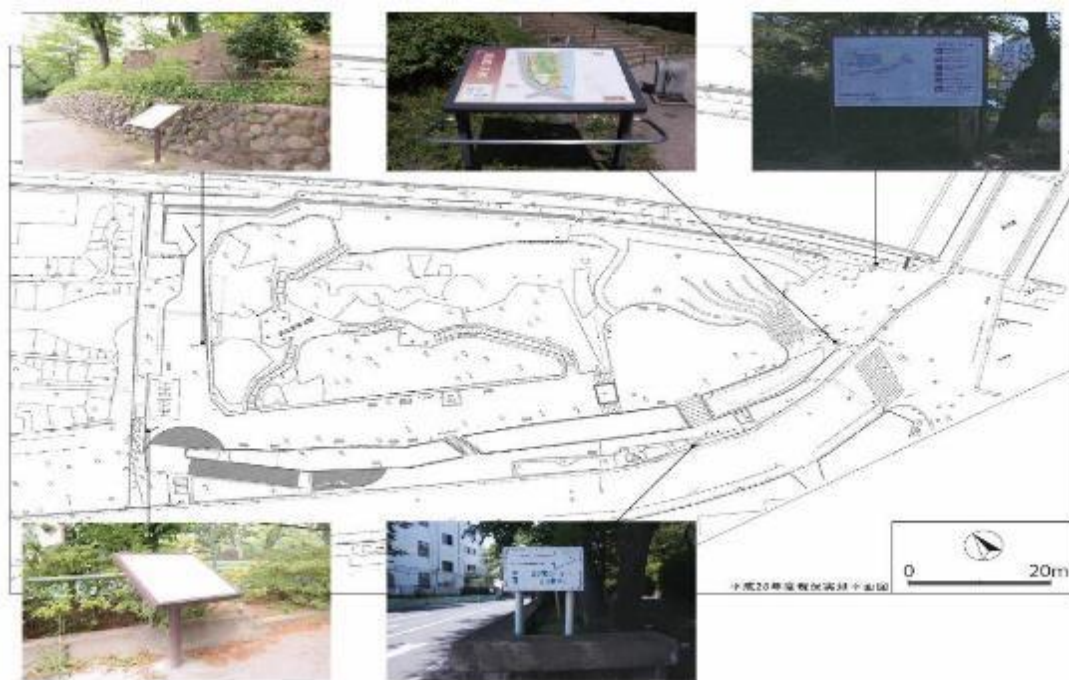
文化財保護法に設置が義務付けられている史跡指定を示す標識および史跡の価値、範囲を示す説明板をエントランス付近に設置する。また、史跡全体の案内を記した総合案内板や、A地区部分のみの案内を記した部分的案内板、さらには史跡の周辺の関連文化財の分布や主要駅までの道すがらの街歩きに関する情報といった史跡を中心とした周辺地域についての情報案内板の設置など、来場者の目的に合った情報を提供できる案内板の設置を検討する。

遺構・建造物には個別の解説施設を設置し、その遺構・建造物が設置された目的や機能などについて来場者にわかりやすく伝えるとともに、土塁や常温貯蔵室など保存管理の必要上立ち入り規制を検討している遺構・建造物に立入禁止など注意喚起の案内標識を設置するなど、注意喚起や規制に関する掲示も検討する。

またガイダンス施設として活用する計画の燃焼実験室のエントランス付近には、ガイダンス施設用のバナーを設置し、開館時間などの基本情報や展覧会の案内など、ガイダンス施設に特化した情報を掲示する。

##### ②A'地区

加賀公園内には現在、各種案内板、解説板が下図の通り設置されており、これら案内板・解説板の整備に関する方針は以下の通りとする。



図〇〇：A'地区内の案内・解説板

番号	名称	内容	整備方法
①	解説板	電気軌道線路跡の解説	A地区の遺構・建造物に設置する解説板の仕様に合わせ現在の解説板の更新を検討する。設置場所は発掘調査および園路整備計画をもとに検討する。
②		弾道検査管の標的（射撃）の解説	解説文の内容については最新の学術的調査研究結果を反映し、可能な限り更新できるよう工夫する。
③	案内板	加賀公園全体図	A地区同様、史跡全体の案内を記した総合案内や、A'地区部分のみの案内を記した部分的案内、さらには史跡の周辺の関連文化財の分布や主要駅までの道すがらの街歩きに関する情報といった史跡を中心とした周辺地域についての情報案内など、来場者の目的に合った情報を提供できる案内内容への更新を検討する。
④		加賀公園全体図・規制内容の表示	
⑤		トイレ案内板	また、視覚的にわかりやすいようにピクトグラムを用いるなど、ユニバーサルデザインに配慮した仕様を検討する。

表〇〇：現在設置されている解説板・案内板の整備方針

このほか、進入禁止や火気使用禁止、歩行注意などの注意喚起に関する案内板も、上記案内板・解説板の仕様に合わせた整備を検討する。

### ③B地区

A地区同様、総合案内板および部分案内板の設置を検討する。動線上メインエントランスとして想定している石神井川緑道側エントランス付近に設置するとともに、部分案内板は愛誠病院側エントランス付近にも設置を検討する。

また建造物内部見学の誘導のため、建造物の出入口付近に案内板を設置し、各部屋や遺構などについては、解説板を設置し来場者に情報を提供する。

さらにガイダンス施設として活用する計画の物理試験室、爆薬理学試験室のエントランス付近には、ガイダンス施設用のバナーを設置し、開館時間などの基本情報や展覧会の案内などガイダンス施設に特化した情報を掲示する。

#### (5)史跡指定地外の屋外案内標識の設置

鉄道駅やバス停などの各交通拠点から本史跡公園までの相互誘導のためには、屋外案内標識の設置が必要不可欠である。区が平成31年3月に策定した「板橋区屋外案内標識整備に関する基本的考え方」において、史跡公園周辺の屋外案内標識の設置は、「史跡公園をはじめとする加賀エリアにおける案内誘導の充実」として優先的に整備される路線に位置付けられている。

史跡公園の来場者が迷わず快適にこの地域を回遊し、他の文化財や観光資源を見学し散策できるよう、本計画の動線計画と加賀地区の屋外案内標識整備との整合をとりながら周辺地域の回遊性の構築に資するよう関係各課と連携を強化し検討を重ねていく。

#### (6)案内・解説施設における先端技術の導入検討

史跡公園内および周辺地域における案内・解説施設については、次のような先端技術の導入も含め設置方法を検討していく。

##### A デジタルサイネージを活用した案内・解説

デジタルサイネージとは、デジタル技術を活用した情報提供手段である。平面ディスプレイに映像や文字を表示し、映し出された画面内容を切り替えることができることから、固定化した従来の案内・解説施設よりも効果的に来場者の目的にあった情報を提供できる。

##### B QRコードを活用した案内・解説

遺構・建造物に設置した解説施設にQRコードを設置し、来場者がスマートフォンやタブレットなどの電子機器をかざすことで、その遺構・建造物の解説サイトに誘導し、解説施設では伝えきれない詳細な情報を提供でき、さらに解説サイトにVR映像を併せて導入することで、より効果的な情報提供が可能になる。

## 7 管理施設・便益施設に関する計画

史跡公園は都市公園法の適用を受ける都市公園として整備する予定であるため、公園施設に関する都市公園法施行令第5条の規定を遵守した設置を検討していく。史跡公園内の安全かつ快適な滞在と回遊を来場者に提供するために、休養施設や管理施設、便益施設などの公園施設の新設と、既存施設の更新・撤去について、地区ごとに現状に鑑み列挙し検討していく。これらの施設は可能な限り既存の施設を活用しつつ、史跡の保存活用上の要請により史跡指定地内に新設する場合は、発掘調査を実施し、遺構を保護した上で、往時のものと誤解を与えないような意匠や設置場所等を十分検討しながら設置していく。

### (1)共通項目

#### ①水道設備

##### ①-1 給水設備

内部公開を想定している歴史的建造物（ガイダンス施設）への給水や、公園トイレや水飲場への給水、植栽管理のための散水用、消火栓などの防災設備への給水設備を設置する。

給水設備の設置は景観に配慮するとともに、配水管等の埋設場所は発掘調査等を行ったうえで、適切な設置場所を検討する。

##### ①-2 排水設備

雨水やトイレ排水などの汚水処理は、施設内から排水路を公共下水道の柵に連結し汚水を排除する。排水施設を埋設し設置する整備が必要であることから、遺構の保護に配慮した整備方法を検討する。

#### ②電気施設

屋外の照明をはじめ誘導、防犯、消防設備、内部公開を想定している既存建造物等史跡公園の運営に必要な電力供給等を行うための電気施設を設置する。現在利用可能な電力線を活用しつつ、新規設置の場合は景観に配慮しながら必要に応じて地下埋設を検討する。その際は発掘調査を実施したうえで遺構面の保護に努める。

#### ③防犯設備

現時点ではB地区の建造物に警報転送設備を設置し管理している。今後は夜間閉鎖管理を想定している部分（A地区・B地区）においては、遺構の保護と防犯対策の目的から、人感センサーなど閉園後の侵入防止のための発報装置の設置を検討する。なお設置については、史跡の景観の保護に配慮しつつ同時に遺構をき損しない方法を検討していく。

#### ④防災設備

##### ④-1 消火設備

史跡指定地における消火設備の設置については、区内関係各課および消防署や東京都との協議のうえその内容や設置場所、数量等について検討を進めていく。自動火災報知機等の警報装置や、簡易消火器具（水バケツ・水槽など）や消火器、歴史的建造物の消火対策としての放水銃や消火栓設備、また建造物内部には屋内消火栓設備や、博物館の消火設備として設置されている不活性ガス消火設備などの設置を総合的に検討し設置していく。

また貯水槽の設置が必要な場合は、発掘調査を実施したうえで、本質的価値の構成要素の保護に影響のない方法および場所に設置する必要がある。

##### ④-2 避雷設備

建築基準法では、建築物の高さが20mを超えている場合（建築基準法第33条）や、可燃性の危険物を貯蔵、製造または取り扱う建築物などに避雷設備を設置する必要があることが定められている。本史跡には、上記設置要件をもつ建築物がなく建築基準法の適用を受けるものではないが、落雷による被害に対し万全を期するために、適切な避雷設備を設けることを検討する。

#### ⑤駐輪場

駐輪場については、動線計画でも先述した通り円滑な地域内外の移動を確保し、回遊性を構築する視点からも各地区のエントランス付近に設置することを検討し、併せてシェアサイクル事業を当地域に展開していくことを想定し、サイクルポートの設置も検討していく必要がある。

### (2)A地区

#### ①休養施設・遊戯施設

##### ①-1 ベンチ

来場者に園内の安全かつ快適な回遊を提供するため設置を検討する。その際は史跡の修景とあった素材（木材や樹脂など）や形状（背もたれの有無など）、数量等を検討する。

##### ①-2 休憩所

史跡公園の回遊中の来場者へ憩いを提供するため、燃焼実験室内の部屋の一部に休憩所を設置することを検討する。また本章5「修景及び植栽に関する計画」において、石神井川緑道側に緑陰を生み出す新たな植栽を検討したが、併せてベンチ、四阿、パーゴラ等の休憩所の設置も検討する。

### ①-3 ブランコ

A地区・A'地区間の動線上にあり、園路整備の妨げとなることおよび隠蔽式発射場の復元に向けた発掘調査にも影響を与えることから、撤去又は移転を検討する。

## ② 便益施設

### ②-1 水飲場

来場者の水分補給のための水飲場の設置を検討する。地区内に水飲場がないため新たに設置するが、その際は前述の給水設備からの引き込みを考慮したうえで、史跡の修景とあった仕様を選択した上で、利用しやすい場所への設置を検討する。

### ②-2 トイレ

燃焼実験室内に前所有者が近年設置したトイレが1か所あるが、往時の出入口の復元整備のため当該トイレの撤去を想定しており、地区内のトイレがなくなるため、建造物内への設置を含め、地区内に新たに設置を検討する。設置にあたっては、排水路の埋設が必要であるため、発掘調査等を実施し地下遺構への影響がない場所を選定するとともに、史跡の修景とあった仕様を検討する。

なお導入するトイレは多様な方が利用することを想定した設計、デザインとする。

## ③ 管理施設

### ③-1 門・柵

遺構・建造物のき損防止および防犯対策からA地区は閉鎖管理の実施を想定するが、この場合外周にフェンスなどの設置およびエントランス部分に門扉などの設置を検討する。その際、史跡の修景とあった仕様、設置場所や数量などを併せて検討する。

なお王子新道側のエントランスは歩道状空地の設置を考慮し史跡側3m程度内側に設置することを検討する。

### ③-2 照明施設

夜間閉鎖管理を想定していることや、近隣住民への影響などを考慮し、必要最小限の照明施設の設置を検討する。また今後、期間を限定した夜間のライトアップ事業など、史跡の更なる魅力の創出が可能となるような照明施設の整備についても検討していく。

## (3) A'地区

### ① 休養施設

#### ①-1 ベンチ

現在21基のベンチが設置されている。来場者に憩いを提供するために現状の機能を維持

し、破損部分の修繕や修景にあった仕様への更新といった整備を検討する。

## ②便益施設

### ②-1 水飲場

### ②-2 トイレ

ともに加賀公園入口広場付近に1カ所ずつ設置されている。史跡活用上必要な施設であり、現状の施設の活用が可能のため、撤去や新規設置は行わず、劣化部分の修繕を中心とした整備を検討する。

## ③管理施設

### ③-1 門・柵

公園として常時開放されており、現在も人々の通行動線となっている機能を維持するため、門は設置しない。石神井川沿いに設置されているフェンスは機能を維持し、仕様の更新などを検討する。

### ③-2 照明施設

12本の公園灯が設置されている。LED等への更新を検討するとともに、期間を限定した夜間のライトアップ事業など、史跡の更なる魅力の創出が可能となるような照明施設の整備についても検討していく。

## (4)B地区

## ①休養施設

### ①-1 ベンチ

来場者に園内の安全かつ快適な回遊を提供するため設置を検討する。その際は史跡の修景とあった素材（木材や樹脂など）や形状（背もたれの有無など）、数量等を検討する。

### ①-2 休憩所

史跡公園の回遊中の来場者へ憩いを提供するため、爆薬理学実験室（理化学研究所B棟）もしくは物理試験室（理化学研究所C、D、E棟）内の部屋の一部に休憩所を設置することを検討する。

## ②便益施設

### ②-1 水飲場

来場者の水分補給のための水飲場の設置を検討する。地区内に水飲場がないため新たに設置するが、その際は前述の給水設備からの引き込みを考慮したうえで、史跡の修景とあ

った仕様を選択した上で、利用しやすい場所への設置を検討する。

#### ②-2 トイレ

理化学研究所B棟およびC、D、E棟間に前所有者が近年設置したトイレが1か所あるが、エントランス設置および園路整備による撤去を想定しており、その結果地区内のトイレがなくなるため、建造物内への設置を含め、地区内に新たに設置を検討する。設置にあたっては、排水路の埋設が必要であるため、発掘調査等を実施し地下遺構への影響がない場所を選定するとともに、史跡の修景とあった仕様を検討する。

なお導入するトイレは多様な方が利用することを想定した設計、デザインとする。

#### ③管理施設

##### ③-1 門・柵

遺構・建造物のき損防止および防犯対策からB地区は閉鎖管理の実施を想定するが、この場合外周にフェンスなどの設置およびエントランス部分に門扉などの設置を検討する。

その際、史跡の修景とあった仕様、設置場所や数量などを併せて検討する。

##### ③-2 照明施設

夜間閉鎖管理を想定していることや、近隣住民への影響などを考慮し、必要最小限の照明施設の設置を検討する。また今後、期間を限定した夜間のライトアップ事業など、史跡の更なる魅力の創出が可能となるような照明施設の整備についても検討していく。



## 8 地域全体における関連文化財等との有機的な整備活用に関する計画

史跡陸軍板橋火薬製造所跡の指定地の周辺には、「圧磨機圧輪記念碑」や「旧東京第二陸軍造兵廠建物群(東京家政大学構内)」などの指定・登録文化財、「陸軍省標柱」や「土塁」、「公益財団法人愛世会愛誠病院・シルバーピア加賀」に残る建造物などの未指定文化財、あるいは旧中山道板橋宿や王子新道などの文化資源が現存するほか、地域に様々な歴史資料、美術工芸資料あるいは有形無形の民俗資料など多様な文化資源が存在している(これら文化資源の総体を以下では、関連文化財と称す)。関連文化財の価値を評価し、史跡公園と関連付けながら一体的に理解できるよう整備・活用していくことは、史跡の価値を理解する上で重要であることから、本節では、史跡と関連文化財との有機的な整備活用に向けた方針と手法を検討する。

なお関連文化財との有機的な整備活用は、主にソフト面での整備活用を念頭にし、史跡公園グランドオープンまでの事業だけではなく、グランドオープン後の管理運営も見据えた事業として展開する。

### (1) 『保存活用計画』の確認

『保存活用計画』の第5章では、下記のように関連文化財の整備活用に向けた記述があり、これに基づいた施策を検討する。

#### 『保存活用計画』第5章

#### < 大綱 “史跡の望ましい将来像” >

(一部抜粋)

#### ◆史跡を整備し、多様な人々が“憩う”場の創出

○散策やレクリエーションのために道すがら公園を訪れる人々が、遺構や歴史的建造物に加え、展示などの教育普及事業に気軽にアクセス・参加できる環境を整備することで、多様な人々が気軽に集い、さらに歴史に出会うことができる場を創出する。

#### ◆史跡を通して、歴史・文化を“学ぶ”

○史跡の価値を構成する歴史的建造物の一部を、ガイダンス施設等として整備し、近代史・産業史・郷土史・平和教育などを学ぶ展示等教育普及事業の場を創出する。さらに当該地域における生涯学習・社会教育施設として、近隣の小中学校や高校、大学等の教育機関と連携し、地域と共に学び合う教育の推進をめざす。

○火薬製造所の敷地は史跡指定地外にも広がっており、関係する建造物や標柱なども残っている。これらは史跡の価値を理解する一助となる。史跡公園を核に史跡指定地外にある多様な文化財(未指定を含む)との関係性を尊重し、一体的に理解できる整備をめざすとともに、回遊性の構築など柔軟な活用をめざす。

## (2)現時点で既に実施している施策

現在、生涯学習課の施策の中で、本史跡や関連文化財に関する講座の開催やパンフレット・冊子等の制作を行っている。以下にその例として、近年実施した事業を掲載する。

### <文化財講座等の開催>

#### ・文化財講座

平成 28 年度：「板橋区加賀 火薬製造所の歴史を探る」

見学先…陸軍板橋火薬製造所跡(この時点では史跡指定前)

平成 30 年度：「陸軍板橋火薬製造所跡」(東京家政大学と旧理研の見学会を実施)

見学先…陸軍板橋火薬製造所跡(B地区)、「旧東京第二陸軍造兵廠建物群(東京家政大学構内)」



#### ・文化財ふれあいウィーク

平成 30 年度：「Old meets new 東京 150 年 いたばし文化財ふれあいウィーク 2018」

(板橋地区と上板橋地区を対象に実施)

…板橋地区は文化財ウィークと同時開催、上板橋地区は安養院、「茂呂遺跡」を公開。



#### ・かなざわ講座

平成 30 年度：第 2 回かなざわ講座「加賀藩前田家の江戸藩邸」

### <文化財シリーズ・文化財マップの制作・頒布>

#### ・文化財シリーズ

平成 27 年度：No.96 『旧東京第二陸軍造兵廠火薬研究所 近代化遺産群調査報告書』

平成 28 年度：No.97 『陸軍板橋火薬製造所跡調査報告書』、No.98 『板橋宿の歴史と史料』

#### ・文化財マップ

毎年度制作し、区役所本庁舎や区立郷土資料館、区内地域センター、いたばし観光センター等で無料配布している。

### <その他>

#### ・ギャラリーモール パネル展示 (※主管課は広聴広報課)

平成 29 年度：「はじめまして 陸軍板橋火薬製造所跡」展

### (3)関連文化財との有機的な整備活用の方針

<方針>

- ①継続的な学術的調査研究の実施
- ②回遊性の構築
- ③ガイダンス施設における展示等教育事業
- ④地域の関連団体、他自治体、関連施設との連携した事業展開
- ⑤関連資料の収集保存の継続

上述の方針に基づき、本項では史跡の価値に対する理解が広がり、史跡と関連文化財が相互補完的な影響関係を結ぶことをめざし、下記に施策展開の意義とその具体的な手法を検討する。

#### ①継続的な学術的調査研究の実施

『保存活用計画』第4章に示した通り、本史跡を整備するためには、学術的調査研究の継続的な実施が必要不可欠である。学術的調査研究によってもたらされる知見は、史跡の整備だけに資するものではなく、史跡と周辺地域の歴史や文化に関する多様な情報が含まれているため、史跡と関連文化財の有機的な整備活用に役立てることができる。また調査成果は、例えば中山道板橋宿の近世・近代の状況や、戦後に火薬製造所の跡地に入居した研究所、学校、工場等や地元地域の展開など、周辺地域の総合的な歴史・文化の諸相を明らかにする歴史的事象と期待され、本項②以降で示す様々な施策を通して、区民をはじめとした多様な人々へ直接的に還元することが可能である。

なお学術的調査研究の実施に関する計画は、文献調査等の継続的实施を中心とし、詳細は本章「9 整備事業に必要な調査等の計画」において記述する。調査研究の際は、区史編纂事業や『板橋区古文書目録』のための調査事業など、これまで蓄積してきた文化財調査の成果を利用しながら推進していく。

具体的な手法は下記のものが見込まれる。なお調査は関連資料の収集にもつながるため、調査および研究は同時並行的に展開することが効果的である。

#### 【想定される手法】

- ・ 史跡指定地内外の遺構・建造物に関する学術的調査研究の継続的な実施
- ・ 公的機関等に収蔵される関係史料の学術的調査研究の実施
- ・ 民間、個人所有資料の学術的調査研究の実施および収集
- ・ 既調査成果の検証
- ・ 資料などのデジタル化
- ・ 収集資料の整理

など

## ②回遊性の構築

前掲した「保存活用計画」大綱および第8章で確認しているとおり、史跡と関連文化財との回遊性の構築は、史跡の価値に対する理解を、区民をはじめとした多様な人々へ広げ、深めるために有効であると同時に不可欠である。点在している関連文化財を線で結び、地域の歴史・文化とその魅力を面として捉え、発信し回遊性を構築することは、商店街振興や観光振興、産業振興など、ひいては地域全体の活性化にもつながる。回遊性の構築は区関係各課と連携し関連団体の協力を得ながら、地域に根差した文化財の活用として具体的な方策を検討し実施していく。史跡公園のグランドオープンまでを対象とした事業に加え、グランドオープン以降も継続して実施できる事業、新たなニーズなどに対応した事業など、長期的な展開をめざす。

### 【想定される手法】

- ・各最寄駅・バス停留所等から、史跡公園までのアクセスルートの設定とマップ等の制作
- ・北区をはじめとした周辺自治体、関連施設と連携した広域的な見学ルートの構築
- ・周辺に点在する文化財・観光資源の回遊を促す、文化財スタンプラリーなどのイベントの実施
- ・『板橋区屋外案内標識デザインガイドライン』（平成31年3月策定）に基づく史跡周辺の回遊性を向上させるための案内表示の設置検討
- ・史跡周辺の商店街と連携した、史跡関連グッズ等の商品開発など集客事業の展開
- ・いたばし観光ボランティア等との連携による史跡周辺のまちあるきツアーの実施
- ・公共交通機関と連携した駅からツアーなどの実施により広報の拡充
- ・周辺地域におけるサイクルポートの設置等シェアサイクル事業の展開

など

## ③ガイダンス施設における展示等教育事業

前掲した『保存活用計画』大綱で確認した通り、現存する歴史的建造物の一部をガイダンス施設として整備し、資料の収集・保存機能、展示等教育普及機能、調査研究機能(以下、博物館機能と称す)をもたせる計画である。このガイダンス施設における展示等普及事業では、関連文化財や資料、学術調査結果などを実際に展示することや、関連文化財を題材にした教育普及事業の開催など、様々な史跡と関連文化財との有機的な整備活用を想定することが可能である。特に関連文化財の展示は最も直接的な活用方法であり、史跡との関係性をわかりやすく示すことができる。

特に関連文化財を扱った展示の企画は、実現性の高い施策として想定することができる。ガイダンス施設での関連文化財の展示では、一般的に資料の展示替えを除き頻繁な内容更新が難しい常設展示だけではなく、期間を区切って幅広いテーマを柔軟に設定できる企画展示の実施も有効である。さらに企画展示は継続的・計画的な企画展開が可能であり、見学

者にとって関連文化財および史跡との関係性を直接的に理解することができる学習機会となるために、非常に有効な手段となる。また、様々な企画展示を行うことで、訪れるたびに新しい資料などに触れ、新たな学びを創出することにつながるため、来場者の増加やリピーターの確保にも有効である。地域の歴史文化の展示が想定される関連文化財としては、区立郷土資料館が所蔵する砲術関係の資料群、あるいは区登録有形文化財でもある「加賀五四自治会(肥田一穂氏寄贈)文書」などが挙げられる。なお、その他に想定される具体的な手法は、下記の通りである。

**【想定される手法】**

- ・ 北区など周辺自治体と協力・連携した展覧会の企画
- ・ 関連文化財を題材にした教育普及事業の実施
- ・ 区立郷土資料館など関連施設との協同展覧会の開催
- ・ 大学等と連携した関連文化財の学術的調査研究の実施とその成果に基づく展示の検討
- ・ 展覧会に関連した講演会やシンポジウムの開催
- ・ 展覧会の内容に基づく図録等の書籍の制作

など

**④地域の関連団体、他自治体、関連施設との連携した事業展開**

史跡と関連文化財を結びつけ、地域を広域的に面として捉え効果的に事業を展開していくためには、近接する他自治体や博物館等の関連施設との連携が必要不可欠である。特に区立郷土資料館などの博物館施設とは、展示等普及事業や教育普及事業の共同企画や連携、収蔵資料の貸借など、緊密な連携を取りながら、板橋区の歴史文化や街の魅力を発信していく様々な事業を企画することができる。

また、JR埼京線を挟んだ北区側には東京第一陸軍造兵廠の遺構が残っており、近代化遺産を軸とした北区との連携も視野に入れ事業展開をめざす。

他自治体、関連施設との連携に関する具体的な手法は、下記のように想定できる。

**【想定される手法】**

- ・ 近隣の博物館との企画展や教育普及事業の協同開催
- ・ 区をまたいだ広域的な関連文化財や観光資源などを対象にしたスタンプラリーや見学ツアー等の事業の展開
- ・ 図書館や公文書館などと連携した関連書籍・資料等の展示紹介の開催
- ・ 「櫻井徳太郎賞」や「板橋区図書館を使った調べる学習コンクール」との連携した展示等の事業

など

#### ⑤関連資料の収集保存の継続

現在、史跡周辺には様々な関連文化財が現存しているが、現在把握しているもの以外にも、貴重な文化財、資料が数多く残されていると考えられる。これらを調査発掘し、収集もしくは寄贈を受けるなどして収蔵することは、地域の歴史文化の新たな一面を理解し深める上で、不可欠である。

例えば、戦後、加賀地域を撮影した個人の写真の中に、火薬製造所時代の遺構・建造物群が写っているようなケースを想定することができ、おそらく地域には膨大な量の写真史料が存在すると思われ、これらから史跡に関する新たな情報を得ることができる。

これらは貴重な歴史的資料であり、史跡整備の根拠となる資料としても大変重要なものとなりえる。

関連資料の収集・保存は基礎的な事業であるが、史跡の価値をいかした事業展開の根拠となるため、継続的に収集を行っていく必要がある。収集にあたっては、本章「10 公開・活用に関する計画」、「11 公開・活用およびそのための施設に関する計画」でも後述する通り、史跡公園内の収蔵スペースが限られている上、史跡および関連文化財の理解につながる資料を選別し適切に保管管理していく必要があるため、収集基準を定めると同時に資料の分類基準の策定、デジタルデータベース化の確立など、今後検討を続けていく。

関連資料の収集・保存に向けた具体的な手法は、下記のように想定できる。

#### 【想定される手法】

- ・ ホームページ・広報等を利用した資料収集の呼びかけ
- ・ 史跡公園開園前のパネル展等の実施による興味関心の醸成
- ・ 区民への聞き取り調査の実施
- ・ 資料の柔軟な活用に向けた複製化、デジタルアーカイブズ化

など

## 9 整備事業に必要な調査等の計画

本節では、史跡の保存状態の確認や、顕在化していない遺構等の確認と併せて、整備および史跡公園運営を進めていくうえで必要となる情報を得ることを目的に実施する各種調査に関する計画を示す。当該各種調査は、史跡公園のグランドオープン後も継続的に実施し、現状の確認と同時に更なる史跡の価値を明らかにしていく必要があるが、本節ではグランドオープンまでの整備に必要な調査について示す。

グランドオープンまでに実施する調査は、本節に基づき計画的かつ継続的に実施するものとし、その種類や手法、規模は、調査の目的に応じて判断し、史跡の保存に対する影響を考慮しながら、効率的かつ効果的な調査を実施することをめざす。

### ○整備事業に必要な調査等の概要

#### ①発掘調査

埋蔵する遺構に関する発掘調査を実施し、顕在化していない史跡の本質的価値の全容を把握することめざす。また、埋蔵遺構の有無を確認する調査を実施し、園路整備や各施設などの設置といった史跡整備に関する方法の検討材料とする。

本史跡における前者の例は、露天式射場および隠蔽式発射場の復元をめざした加賀公園内に埋蔵する射撃部分の発掘調査や、加賀公園内ですでに撤去された往時の建造物等の発掘調査、後者の例は王子新道側エントランスおよび石神井川緑道沿いエントランスの設置のための発掘調査が挙げられる。

#### ②遺構・建造物調査

弾道管や爆薬製造実験室など、本質的価値を構成する諸要素に位置づけられる遺構・建造物の構造や保存状態等を確認するための調査実施を行い、これら遺構・建造物の往時の機能を解明するとともに、その調査結果を保存のための整備方法を検討する材料とする。また史跡の本質的価値を来場者に確実に伝えるため、後年の改変部分の撤去・変更をとまなう整備が想定される遺構・建造物については、これらを構成する部分や部位を評価し、整備計画策定の材料とするための調査を実施する。

#### ③耐震調査

内部公開、外観公開問わず、震災時に倒壊や崩落などの発生を防ぐために耐震調査を実施し、整備の必要性を判断する。具体的には、歴史的建造物の構造解析に基づく耐震に関する診断やボーリング等による地盤に関する調査などを実施し、耐震対策工事の必要性および工法を検討する。

#### ④測量調査

基本設計における平面図・断面図作成のため、史跡指定地の土地形状を測量、現況図等図面の作成、あるいは遺構・建造物の形状を実測し実測図等図面を作成する調査の実施を検討する。

#### ⑤土壌汚染調査

露天式発射場や隠蔽式発射場の復元整備部分など、切土や表層土の掘削をともなう史跡整備が想定される部分については、整備工事や公開時の土壌汚染の影響を確認するため、必要に応じて土壌汚染調査の実施を検討する。

#### ⑥資料調査

史跡整備、ガイダンス施設における展示の企画において不可欠となる情報の収集を目的に、資料の収集、写真撮影等学術的調査研究の実施を検討する。

#### ⑦他事例調査

史跡公園整備に向け、先行する他自治体の事例調査を指す。史跡に限定せず、重要文化財(建造物)等様々な文化財整備の事例などについて、現地の視察や担当機関への聞き取り調査を実施し、ハード面の整備のみならず、ソフト面での取組、集客や地域の活性化につながった成功事例などについて調査し、当史跡における施策にいかしていく。



## 10 公開・活用に関する計画

史跡公園を訪れる多様な人々が、史跡陸軍板橋火薬製造所跡の歴史やその価値について現存する遺構・建造物を通して学び、併せて板橋の歴史・文化・産業を学び体感することで、郷土板橋を知り愛する心と夢を育むために、本史跡においては史跡の保存と活用の好循環を生み出しながら、積極的に公開・活用事業を展開していく。

当史跡の公開・活用は、「史跡公園全体としての総合的な公開・活用」と「ガイダンス施設を核とした公開・活用」のふたつが考えられ、「史跡公園全体としての総合的な公開・活用」とは、個別の遺構・建造物やA地区からB地区などの地区の別に関わりなく、史跡全体をひとつのエリアとして捉え、公開・活用事業を検討・展開していくもので、その計画については、本節「(1)史跡公園全体としての総合的な公開・活用に関する計画」において詳述する。

一方、「ガイダンス施設を核とした公開・活用」とは、ガイダンス施設における展示事業や教育普及事業等の公開・活用を想定しており、その計画については、本節「(2)ガイダンス施設を核とした公開活用に関する計画」に整理する。なお「燃焼実験室」、「物理試験室」、「爆薬理学試験室」など構成要素である歴史的建造物をガイダンス施設として活用していく施設整備に関する計画内容については、本計画本章「11 公開・活用およびそのための施設に関する計画」において後述する。

なお、近年は全国の史跡や重要文化財(建造物)、博物館、美術館などで、史跡や文化財の価値や魅力をいかした積極的な公開・活用が行われており先進的な事例が蓄積している。

本節では史跡等の公開・活用のために全国で実施されている事例を参考に、当史跡に当てはめた場合の事業を、史跡公園整備を区民に還元する視点から「想定される事業」として掲載している。今後はこれら想定される事業の組合せと相乗効果、実施時期などを検討しつつ、実現可能性や継続性、費用対効果を鑑みながら取捨選択し事業計画を策定していく。

### (1)史跡公園全体としての総合的な公開・活用に関する計画

『保存活用計画』第5章に記載した「史跡の望ましい将来像」の項目の一つとして、「散策やレクリエーションとして道すがら史跡公園を訪れる人々が、史跡の遺構・建造物や教育普及事業へ気軽にアクセスできる環境を整備することで、多様な人々が気軽に集い、さらに歴史に出会うことができる場を創出する」という理念を掲げている。こうした環境を実現するために、観光・商業・産業分野等との連携を図りながら「公開・活用事業」として検討し、実施していく。

#### ①活用事業Ⅰ：遺構・建造物の積極的な公開・活用

本史跡には築山や土塁などの遺構、燃焼実験室、物理試験室などの建造物が現存し、当

史跡の価値や特徴を形づけており、『保存活用計画』第3章で確認したように、これらの遺構・建造物は史跡の本質的価値を構成しているとともに、火薬の製造や実験、保存などの諸機能を追求した特徴的な構造と独特な雰囲気をも有し、学術的な価値だけでははかれない、当史跡の個性的な魅力を生み出している。史跡指定地に現存する遺構・建造物の積極的な公開・活用事業は、史跡公園全体としての最たる事業であり、当史跡ならではの価値や魅力をいかしたものとなる。

具体的には遺構・建造物の外観や内部の見学・公開が例として挙げられ、本章「2 遺構・建造物の整備・活用に関する計画」で示した個別の遺構・建造物それぞれの整備を遂行し、本章「6 案内・解説施設に関する計画」で示した案内板・解説板の設置などの整備を併せて行うことによって、来園者が気軽にアクセスできる環境整備をめざす。

また当史跡に現存する遺構・建造物は、例えば爆薬を製造するための機械類が設置されていた「爆薬製造実験室」などが顕著のように、特定の用途のために利用された専門性の高いものであるため、史跡公園の見学者にとって必ずしも理解しやすく、誰しもが潜在的に興味関心を抱くものではないかと推測される。しかし、本計画第4章で示したように、多様な人々が当史跡を訪れ、遺構・建造物にふれ、「史跡“から”学ぶ」機会を得てもらうことをめざしていることから、遺構・建造物の見学・公開という基本的な活用事業の場面においては、創意工夫に基づく事業展開が重要となる。

例えば史跡指定地に接しながら東西に流れる石神井川は、加賀藩下屋敷時代には邸内を流れ、巨大な池泉回遊式庭園の大池に水をもたらし、幕末から近代になるとその水流が動力として期待され、火薬製造所では圧磨機圧輪を稼働させる動力源として利用されるなど、当史跡や当該地域の歴史と密接な関係をもっていた。しかし、昭和33年の狩野川台風で被害を受けたことから、翌年以降改修工事が行われた結果、現在の景観から往時の様子を想像することは難しい状況となっている。

来園者がこうした石神井川と史跡や地域の歴史との関係性を学ぶためには、例えば現地で案内解説板やスマートフォン等ICTを用いた解説によって、石神井川の描写がある下屋敷時代の絵図、昭和の改修工事以前の石神井川の様子を撮影した写真などの情報を参照し、さらに圧磨機圧輪が稼働するメカニズムなどをガイダンス施設の展示による補完的な情報で学習することにより、史跡と石神井川の歴史的に密接な関係を体感し、既に現状では失われている景観を、鮮やかに思い浮かべることができる。文化財の魅力は、上記のような過去の土地の記憶に、ふたたびアクセスすることができる点にあり、遺構・建造物の積極的な公開は、上述の例に限らず、様々な地域の歴史、文化に思いを馳せることができ、本計画第4章で示した大綱の実現に寄与することができる。

以上のように、遺構・建造物の積極的な公開・活用を、主たる活用事業として捉えて展開していくために、本節では想定される事業例を示している。

### 【想定される事業】

#### ・ 来場者の見学を想定した遺構・建造物の展示

史跡全体の公開・活用のなかで、史跡指定地に現存する遺構・建造物を見学者に対してわかりやすく展示することが、最も基本的で重要な事業のひとつとなる。遺構・建造物の展示を整備していくためには、それらのもつ価値や魅力を、情報としていかに伝達するかが重要な点となる。

例えば展示解説を作成する際、建物の寸法、壁体や小屋組などの建物構造、建築された時期、改変を受けた来歴、往時の機能など、ひとつの建物にも膨大な情報が含まれており、来場者に対してその全てを伝えることは適当ではない。来場者が見学によって把握できる情報量は限られているため、史跡の価値や魅力を的確に理解してもらうために、情報を取捨・選択して伝えることが重要である。このほかにも案内解説板の内容や配置する場所、建物内部等の照明の有無、園内の動線など、整備の際注意すべき点は多岐に及ぶため、遺構・建造物の展示を総合的に捉え、わかりやすく効率的かつ快適な展示空間の実現をめざす。

#### ・ 遺構・建造物の文化財講座や見学ツアーの実施

区学芸員やボランティア等の解説による、史跡公園内の遺構・建造物の文化財講座や見学ツアーの実施を検討する。参加対象を限定しない一般的な企画に加え、建築、火薬製造、宇宙線などに関心がある参加者層にターゲットを絞った特別な企画をあわせて実施することで、はじめて史跡を知る人から、専門的な事柄に興味・関心の高い見学者にも満足感や教育効果を与えられるニーズに合わせた効果的な活用事業を展開していく。

#### ・ 遺構・建造物展示を通じた主体的・対話的で深い学びの実現

遺構・建造物を一方向的な情報伝達だけではなく、見学者自身の主体性を尊重し、または双方向的な学びとなるような遺構・建造物展示を検討する。例えば、屋外建造物の解説板を電子化し、文面を適宜更新することで、建造物の基本的な情報を示す概説的な説明文に加え、細部にのみ特化した説明文や、子ども向けの容易な説明文に切り替えるなど、多様な見学者層に応じた解説を提供し、情報へのアクセシビリティを高めることができる。また、ガイダンス施設におけるオピニオン・ボードの設置やデジタルコンテンツも含めた掲示板を設置することで、遺構・建造物展示を見学し、感じたことや意見などを表出・公開し、見学者などの間で共有しながら意見交換やディスカッションを行える場を創出することで、見学者の主体性や双方向的な情報のコミュニケーションが可能な活用事業となる。

## ②活用事業Ⅱ：ユニークベニューを含む多様なイベント・事業の開催

当史跡には高い土塁に囲まれた発射場などの遺構や、研究所として利用された燃焼実験室、煉瓦造りの物理試験室など、独特な雰囲気をもつ遺構・建造物が現存している。『保存活用計画』第7章では、史跡の持つ独特な雰囲気をいかしたユニークベニューの展開を示しており、史跡の保存を前提としながら、会議やレセプション会場、コンサートなど本来の用途・機能とは異なる利用によって活用し、多様な人々に史跡公園に対して親しみをもってもらうことをめざす。

また、石神井川流域には1,000本以上の桜が植栽され、区内を代表する桜の名所となっており、桜が咲く時期の石神井川は、毎年花見に大勢の人々が訪れている。この魅力を伝えるため、史跡公園と併せて石神井川沿いの四季を味わうことができるイベントを企画し、実施を検討する。例えば満開の桜をドローンにより空撮し、撮影風景を生中継したり、PR用映像を制作し、区の魅力を発信するとともに、休日や夏休み期間には、遺構を活用した区内産業巡りスタンプラリーや謎解きイベント、宝探し、肝試し体験など、家族や親子や恋人でも楽しめる話題性のある活用事業を実施し、来訪者が地域内を回遊するきっかけとなる拠点とすることも具体的な活用方法のひとつとして検討する。

こうした活用事業は、周辺地域との回遊性の構築にも寄与でき、近隣の商店街、関連文化財などの文化資源をめぐる人の流れを生み出すことにもつながる。今後策定する基本設計、実施設計では、遺構・建造物の価値や雰囲気を守りつつ、多目的に利用できる空間を創出することをめざす。

### 【想定される事業】

#### ・史跡の雰囲気をいかしたコンサート等のユニークベニュー（※）の開催

当史跡ならではの独特な雰囲気をいかし、コンサートや演劇などの舞台演出を開催することも想定することができる。近年、博物館や公園、寺院、などの場所で、様々なアーティストによるコンサート等が開催されており、博物館など開催場所を提供する側だけでなく、アーティストのコンサートツアーなど公演を企画する側においても、ユニークベニューを積極的に展開する事例が多くある。またこの他にも、重要文化財の建造物で将棋の対局イベントを開催し、同時にテレビ中継した事例や、史跡において飲食を提供する臨時的野外レストランを設営し、レセプションなどで活用した事例など、様々なユニークベニューの事業が展開されている。こうした事例にならって当史跡においても様々な可能性を模索し、併せて誘致等PR活動も積極的に展開することで、ユニークベニューを活用事業のひとつとして推進していく。

※ユニークベニューとは、博物館や美術館、歴史的建造物などで、会議やレセプションなど、本来の用途・機能とは異なる利用によって、特別感や地域特性を演出することを指す。

・フィルム・コミッションの実施

フィルム・コミッションとは、映画やドラマ、アニメ、ミュージックビデオなどの撮影地として地域の文化資源を活用してもらおうべく、様々なロケーションを誘致し、その撮影を支援するもので、独特な雰囲気をもつ遺構・建造物が数多く現存する当史跡は、フィルム・コミッションに適う史跡である。全国的にも同様の事例は数多く行われており、例えば話題のテレビドラマのラストシーンが重要文化財の建造物で撮影され、ドラマ放送後の来場者増加につながった事例や、テレビ音楽番組において有名アーティストが美術館の展示室にて演奏し、その後新聞などのメディアで報道されて話題となった事例など、文化財や美術館等の施設のもつ雰囲気や魅力をいかした撮影によるドラマ等の制作側への好影響のみならず、同時に文化財や美術館等の施設の側もPRにつながる相乗効果も期待され、観光振興の視点からも有効な施策となる。

・写真撮影や絵画など作品制作のイベント等の開催

当史跡のもつ独特な雰囲気は、写真や絵画のモチーフとして活用することも想定される。例えば写真を撮影する際、撮影者はファインダー越しに被写体を捉えるため、被写体のどの部分を写真として切り取るか考え、シャッターを押す。また、例えば模写をする際、制作者は対象を観察し、その特徴を捉えようと努力する。こうした作品制作時に対象を観察する行為は、史跡など文化財を鑑賞する行為と等しく、普段の鑑賞では気が付くことがない部分に注目して見え方が変わるなどの効果をもたらすことが期待され、史跡の本質的価値の理解へと還元することができる。上述の例のほか、全国では文化財建造物を利用した現代美術のインスタレーション作品の制作なども活発に行われており、様々な事例を想定することができる。このように制作された作品も、史跡の新たな魅力を生み出す要素となり得るため、多方面に好影響をおよぼすことが想定される。ただし、実際に作品制作する場面においては、建造物等の破損や汚損などがないよう、文化財保護の観点から指導・助言のできる体制を整え、円滑なイベント開催に努めることも併せて検討する。

③活用事業Ⅲ：史跡の魅力的な演出とPR活動の充実

前項目で確認した通り、史跡公園内の遺構・建造物は独特な雰囲気をもっているため、この雰囲気をいかしながら、特別な照明空間演出をPRのツールとして活用することにより、史跡公園に対する印象をブランディングし、史跡公園とその周辺地域の魅力を発信し、ひいては板橋区の魅力の新たなシンボルとしていく。

【想定される事業】

・夜間照明演出の実施

文化財建造物や名勝、史跡などにおいて、夜間ライトアップする事例は、全国各地で日常的に実施されており、当史跡においても実現性の高い事業として想定される。史跡の更なる

魅力を創出できるような照明計画を策定し、日中とは異なる特徴的な姿を演出し、夜間においても人々が集う空間を創出する。公園内照明を、夜間のライトアップという視点でとらえ照明演出を季節ごとに更新するなどの工夫をこらし、周囲に絶えず人々が集まる環境を生み出すことによって、近隣の駅や商店街などへの回遊も期待でき、周辺地域を面として捉えた活用事業が可能となる。

また近年、文化財建造物や史跡などに限らず、様々な商業施設や公共施設などで、プロジェクションマッピングなどの照明演出に関するイベントが行われており、当史跡においても実現可能である。実施に際しては史跡の価値や魅力をいかしたコンテンツの制作、地域イベントやコンサートなどのユニークベニューと連動した企画を検討することが必要である。

・V.I.(ヴィジュアル・アイデンティティ)を利用した積極的なPR活動

V.I.とは、シンボルマークやロゴタイプをはじめとする総合的なビジュアルイメージを設計するものであり、近年全国的に博物館や美術館において導入されている。例えば美術館のリニューアル事業などにあわせて、V.I.を設定し、それを生かしたチラシ・ポスターの作成、刊行物の発行、映像作品の制作など多岐に渡るPR活動が数多く展開されており、ソフト事業を積極的に展開していく観点からも、当史跡において実施することは可能かつ有効な事業と想定される。本計画第5章6「案内・解説施設に関する計画」や11「公開・活用およびそのための施設のための計画」でも示したように、V.I.は様々な場面で活用することができるが、史跡公園やガイダンス施設のロゴ、史跡公園内の案内板等の意匠、ピクトグラム、パンフレットのデザインなどを全て統一して展開することによって、見学者に対する史跡公園全体の印象を演出し、統一感のある洗練された印象を与え、史跡公園のブランディングを推進することにつながる。

④活用事業Ⅳ：便益施設の充実

来場者がより快適かつ安全に史跡公園を体感できるように、休憩室の整備と確保、清潔なトイレ・水飲場、ベンチなどの便益施設の設置を検討する。カフェやスーヴェニアショップ、観光案内スペースなどを設置し、運営体制や採算性を考慮しながら、史跡公園の利用者を始め、周辺施設を利用する方の利便性や史跡公園の魅力を高める方策を検討していく。

【想定される事業】

・カフェやミュージアムショップの設置

文化財建造物を活用した施設は全国に数多く存在し、内部にカフェやミュージアムショップを設置している場合も多いため、当史跡においてもそうした事業展開を想定することができる。史跡に関連づけた飲食メニューやグッズの販売をすること、または板橋区の観光案内スペースなどを併せて配置することが可能である。ただし、文化財保護の観点から設置

場所などについては保存への影響を十分に検討し、カフェやミュージアムショップの採算性についても考慮する必要がある。恒常的には、上記のような事業を例として挙げることができ、併せてキッチンカーなどを活用した食のイベントも検討することができる。

・ 便益施設の充実

本計画本章 7「管理施設・便益施設に関する計画」において詳述しているが、便益施設を充実させていくことは、来場者にとっての快適性や安全性を確保することにつながり、活用事業としても必要不可欠である。便益施設を充実させていく際には、ユニバーサルデザインに鑑み、多様な人々が利用することを想定し、史跡公園全体のイメージや魅力を損なうことのない意匠や仕様について検討する必要がある。

⑤活用事業Ⅴ：史跡公園を核とした周辺地域との回遊性の構築と展開

『保存活用計画』第 8 章で確認したように、史跡指定地の周辺地域には中山道板橋宿などの文化資源や、「圧磨機圧輪記念碑」などの関連文化財が点在し、地域のにぎわいの創出につながっている。このように地域に点在する様々なまちの魅力を「線」で結び、「面」でみせ、周辺地域の回遊性を構築することで、史跡に対する総合的な理解を深めるとともに、史跡公園を核として地域の魅力を引き出し発信し、ひいては産業振興、商業振興、観光振興等に寄与するとともに、地域全体の活性化につなげていくことが重要となる。

なお第 8 章（2）においても回遊性の構築に関する検討を行ったが、本項では産業振興、商業振興、観光振興などの視点から再検討を行い下記の内容を想定した。

【想定される事業】

・ 史跡の歴史に由来する産業振興

『保存活用計画』第 3 章で示した通り、板橋火薬製造所は地域産業の発展に影響を与え「工都板橋」の礎を形成した歴史的な価値をもつ。現在、すぐれた研究や高い技術力によって独自の展開をみせる区内企業の活動を、こうした歴史的な経緯から捉え直すことで、地域や産業の歴史を学ぶきっかけを生み出すことができる。

例えば、いたばし産業見本市のサテライト会場としてセミナーなどを史跡公園内で行うなどの企画の実施や、民間企業の CSR 事業として、当史跡公園における教育普及・ラーニングプログラムに協力を呼びかけ、企業のもつ最先端技術の体験学習を企画するなどの事業が想定できる。さらに全国の類似事例では、民間企業のメセナ活動として、最先端技術によって博物館の収蔵史料の超高精細複製を制作し、実際に触れることのできる公開活用を行う事例があるなど、文化財と産業分野の結びつきは広がりを見せている。

当史跡公園においても、地元企業と協力体制をつくり、史跡と地域産業との歴史的なつながりをいかし、そのイメージを発信していく活動を継続的に展開することによって、「ものづくりの板橋」としてのブランド力の向上と定着へとつなげていくことが期待される。

・史跡公園を題材にした商品開発

近年、全国的に史跡等の文化財をもとにした商品開発が盛んになっており、当史跡においても、その価値や魅力をいかした商品開発を想定することができる。例えば、史跡の写真を用いたパッケージ商品の制作、または史跡をモチーフにした食品メニューの開発およびミュージアムカフェ等での提供など、季節ごとの商品展開や期間限定商品の開発や、近隣の企業や商店街等とコラボレーションしたイベントなどの企画が想定される。

この他にも全国ではユニークな商品の開発が行われており、例えば美術館のリニューアルオープンに併せて非売品の特別トートバッグを制作し、ミュージアムショップで図録や絵ハガキなどのグッズを購入した利用者にバッグを限定配布する事例や、博物館の展覧会の開催に合わせて、展示に出展された縄文土器の文様をモチーフに土器型食器を制作して、それをミュージアムカフェにてドリンクとともに販売し、食事後に土器型食器を持ち帰ることができるサービスを提供する事例などがある。これらは文化財の価値や魅力をいかしながら、日用品として使用できる商品を開発し、併せて博物館等のサービスとともに提供することで特別感を演出し、当該文化財のブランディングにつなげていく事業であるため、当史跡公園においてもこれら事業を効果的に実施することで、板橋区のブランド力を高めることをめざす。

・観光拠点としての史跡公園整備

国指定史跡である当史跡は、近代日本の産業遺産として重要な価値を有しており、発射場や爆薬製造実験室など全国的にも稀有な遺構・建造物が残る貴重な存在である。この価値や魅力をいかし、板橋区の観光資源のひとつとして積極的に公開・活用を推進し、認知度の向上に努めていく必要がある。

例えば、史跡公園内の見どころを巡るツアーや、史跡公園とその周辺に残る「圧磨機圧輪記念碑」(板橋区登録記念物)や「旧東京第二陸軍造兵廠建物群(東京家政大学構内)」(区登録有形文化財)などの関連文化財を巡るツアー、さらには東京第一陸軍造兵廠(通称一造)や分工場である王子火薬製造所の跡地など、北区や豊島区域も含めた広域的な見学ツアーなど、目的や対象に合わせて様々な事業を展開することが可能である。または中山道板橋宿に由緒をもつ近隣商店街を巡る回遊ルートの設定や、加賀藩下屋敷に由来する石川県金沢市との友好交流都市協定をいかし、歴史や食文化など両都市の魅力を発信するイベントを開催するなど、史跡公園と周辺地域との回遊性を構築する事業により、史跡公園を観光拠点のひとつとして機能させる施策の展開などが想定される。

こうした史跡公園と周辺地域との回遊性の構築をめざした事業を、積極的に実施することにより、板橋区のブランド力を高め、『板橋区観光振興ビジョン 2025』で掲げた「新たな観光価値の創造」の実現に寄与することをめざす。



・史跡公園を核とした地域の魅力発信

史跡指定地周辺には、「圧磨機圧輪記念碑」(区登録記念物)や「旧東京第二陸軍造兵廠建物群(東京家政大学構内)」(区登録有形文化財)など、関連文化財が数多く点在していることから、これらを線で結び、面でみせる回遊性の構築が重要であり、江戸時代の加賀藩下屋敷から、戦後の火薬製造所の跡地利用までの重層性のある地域の歴史に、愛着を生み出すことにつながる。第5章 10(2)で「展示等教育普及事業Ⅱ：教育普及活動・ラーニングプログラムの効果的な実施」において示したように、ガイダンス施設において、特に地域住民を対象にした教育普及・ラーニングプログラムなどを企画することで、地域を愛し、ふるさと板橋を大切にする心へとつなげていくことをめざす。

例えば、火薬製造所の跡地に入所し現在も活動している学校や企業などの歴史に注目した講座の開催や、近隣の小中学生を対象に、史跡を通じた地域の歴史をワークショップなどによって学ぶ子ども向けの講座の企画などを想定することができる。

このほか全国の博物館などでは、地域住民からガイドボランティアを募り育成し、有志ボランティアによる見学ツアーを開催する事業や、所蔵資料を題材とした出張ワークショップなどのラーニングプログラムを実施するアウト・リーチ活動など、様々なかたちで地域住民に密着しながら事業を展開する事例があり、これらを参考にしながら当史跡公園においても地域の歴史を学ぶことで地域を愛し、ふるさと板橋を大切にする心を育み、地域とともに学び合う教育の推進をめざす。

## (2) ガイダンス施設における公開・活用に関する計画

『保存活用計画』第5章「基本方針」では「大綱“史跡の望ましい将来像”」のひとつとして、「史跡を通して、歴史・文化を“学ぶ”」ことを掲げ、特に「当該地域における生涯学習・社会教育施設として、近隣の小中学校や高校、大学等の教育機関と連携し、地域と共に学び合う教育の推進をめざす」将来像を示した。その具現化に向けて、ガイダンス施設における公開・活用を推進し、特に「展示等教育普及活動」の積極的な実施をめざす。

当史跡は板橋区民をはじめ多様な人々が集い、史跡を通して歴史・文化・産業を学ぶことができる環境の整備をめざしており、子どもから大人まで、区内だけでなく区外からも「多様な人々」が来園することを想定している。こうした多様な人々が、「展示等教育普及活動」に気軽にアクセスし参加するとともに、質の高い教育効果を得るためには、様々な参加者を想定したラーニングプログラムを継続的に検討し、実施することが重要となる。以下①から③は、展示等教育普及事業に関する方向性と具体的に想定される事業の例を掲載している。

### ① 展示等教育普及事業Ⅰ：往時の火薬製造所全体を俯瞰的に捉えることができる展示機能の充実

『保存活用計画』第3章「本質的価値」で示した、史跡の「本質的価値」と「史跡の本質的価値の理解を助ける価値」は、史跡指定地の遺構・建造物を見学することで理解できる内容と、できない内容がある。例えば当地で火薬の発射試験を行っていたことは、発射場の遺構を見学することで理解することができるが、石神井川の水流で圧磨機圧輪などの機械を稼働させ、火薬を生産していたことは、現在の史跡指定地からは窺い知ることができない。こうした当史跡の性格を踏まえ、史跡公園全体の見学を通して、史跡の価値の全容を理解できるようにするためには、遺構・建造物の見学に合わせてガイダンス機能によって必要な情報を補完する必要がある。

#### 【想定される事業】

##### ・ 展示事業の継続的实施

ガイダンス施設の中では、展示事業として常設展示や企画展示が想定され、積極的な展示替えを行う常設展示や、常設展示で扱いきれない多様なテーマを対象として扱う企画展示を体系的に企画し、運営していくことを検討する。

例えば、常設展示を収蔵資料を活用した展示とする「コレクション展示」と捉え、展示替えを定期的に行い、新鮮味のある展示を企画するほか、北区など近隣自治体や、理化学研究所等の関係団体と連携をした企画展示、史跡だけにとどまらない、より広範な近代史や科学技術をテーマにした展覧会の企画、現存する近代建築の独特な雰囲気を展示室として利用した美術作品や写真作品等の展示などの事業を想定することができる。常設展示と企画展示をバランスよく企画することで、ガイダンス施設を訪れるたびに常に新た

な発見がある展示を展開することをめざす。

・ 史跡指定地・指定地外等の情報の相互補完

周知のとおり史跡指定地は、約 50 万㎡以上の面積をもっていた火薬製造所全体の約 5%に過ぎないため、例えば石神井川を動力に圧磨機圧輪を回し、火薬を製造していた明治期の火薬製造に関する価値など、史跡指定地だけでは必ずしも理解することが難しい内容があるため、下記の「ア：ガイダンス施設における展示と史跡指定地内の遺構・建造物の展示の情報の相互補完」、「イ：指定地内の各地区間の情報の相互補完」、「ウ：指定地内と指定地外の情報の相互補完」を重視し、見学者に対して史跡の総合的な理解の向上をめざす。

ア：ガイダンス施設における展示と史跡指定地内の遺構・建造物の展示の情報の相互補完

ガイダンス施設における展示と、本節①の例示で示した史跡指定地内の遺構・建造物の展示を組み合わせ、それぞれ情報を補完させ合いながら、史跡全体の総合的な理解の促進をめざす。

例えば、上述の明治初期の火薬製造に関する価値は史跡指定地内の遺構・建造物では理解することが難しいため、ガイダンス施設でこれを説明し、同時期の明治 10 年に築山を利用して火薬の発射試験を行った価値については、史跡指定地の発射場の遺構から説明することが可能である。見学者はガイダンス施設で説明する情報と、史跡指定地内の遺構の展示によって示す情報のふたつを学習することによって、明治初期に火薬を製造すると同時に近代的な試験を行っていた板橋火薬製造所独自の価値を理解することができる。このように、史跡のもつ多様な価値を総合的に理解することができる環境の整備をめざす。

イ：指定地内の各地区間の情報の相互補完

『保存活用計画』第 5 章「基本方針」でも示した通り、当史跡の A 地区と B 地区において時代的な特徴が異なるが、両者を区分するのではなく、A 地区と B 地区の関係性を相互補完的に見学・鑑賞・理解ができる環境を整備する。

例えば火薬研究所として建築された遺構・建造物が残る A 地区と、昭和 45 年の加賀公園の造成工事まで火薬研究所に関する建造物が遺存していた A'地区の関係や、A 地区に残る軽便鉄道軌道敷跡と B 地区物理試験室内に残るトロッコの軌道との関係などを、解説板やガイダンス施設による展示、または ICT 技術を用いたスマートフォンなどによる解説サービスなどで、見学者の見学・鑑賞の補助とすることなどが想定できる。

ウ：指定地内と指定地外の情報の相互補完

本計画第3章で示した通り、戦前、火薬製造所は火薬の生産工程に併せて施設が配置されていたと考えられ、また明治期から昭和期まで時期によって存在した施設も異なる。その上、史跡指定地は火薬製造所敷地全体の約5%に過ぎず、『保存活用計画』第2章で構成要素を確認した通り、史跡指定地外にも「圧磨機圧輪記念碑」、「標柱」など史跡の本質的価値を構成する構成要素も多く現存している。こうした状況を踏まえ、史跡指定地と史跡指定地外の関係性を結び、両者を総合的に理解できる情報を見学者に対して提供し、併せて周辺地域の回遊性の構築に寄与できる環境を整備する。

例えば、史跡公園のガイダンス施設において火薬製造所の敷地が拡大していく変遷を映像などで示す展示や、戦前の火薬製造所の敷地範囲やかつて存在していた建造物を、現在の地図に落とし込んだマップを制作し配布するなどが想定でき、見学者が史跡指定地外の往時の景観をイメージできるような展示をめざす。

## ②展示等教育普及事業Ⅱ：教育普及活動・ラーニングプログラムの効果的な実施

史跡公園およびガイダンス施設が、板橋区民をはじめとした多様な人々にとって、史跡を通して歴史・文化を学ぶことができる生涯学習・社会教育施設として機能するために、教育普及活動・ラーニングプログラムを継続的かつ体系的に企画運営し、優れた効果をもたらすことをめざす。当史跡公園における教育普及活動・ラーニングプログラムでは、史跡公園を訪れる多様な人々に対して、高い学習効果と満足感をもたらすために、参加者層を限定せず幅広い層を対象に実施する事業と、参加者層やターゲットを明確にして実施する事業を計画する。

当史跡公園では、「遺構・建造物の見学」、「ガイダンス施設による展示」、「教育普及活動・ラーニングプログラム」の3つの手法を適宜用いて、幅広い情報を来場者に提供することをめざす。まず遺構・建造物を見学し、そこで表現しきれない情報はガイダンス施設による展示によって補完することが基本となる。それに加えて、例えば、普段は目につかない遺構・建造物の細部に注目することで、火薬製造所の特徴を考察する見学ツアーや、ガイダンス施設の展示室を学芸員等の解説を受けながら回り、展示の大きなストーリーを意識しながら展示資料を見る体験を通じて、展覧会の新たな見方や楽しみ方を提示するギャラリートークなど、基本となる「遺構・建造物の見学」と「ガイダンス施設による展示」に「教育普及活動・ラーニングプログラム」を組み合わせることで、来場者に対してより効果的な見学環境を整えることが可能である。このような視点に立ち、見学ツアーやギャラリートーク、ワークショップなど幅広い層を対象にした「教育普及活動・ラーニングプログラム」の企画をめざす。

次に対象やターゲットを絞って実施する事業は、史跡には子どもから大人まで多様な人々が、板橋区内のみならず区外からも訪れることが想定される。様々なバックグラウンド

をもつ人たちが集うことから、板橋区や史跡の歴史・文化に対する興味関心の有無は、人それぞれ異なることが想像され、画一的な教育普及活動のみでは、教育効果の均質化を図ることは難しい。よって、当史跡における教育普及活動・ラーニングプログラムは、一方的な情報の伝達だけではなく、双方向的な学びとなることを重視し、年齢や史跡への興味関心の度合いごとにターゲットを絞りながら展開する。

こうした教育普及活動・ラーニングプログラムによる効果的な教育効果の実現には、事業としての対象・ターゲットを想定し、史跡公園ならではの内容・コンテンツを生み出し、事業効果を検討した上で、それに基づき諸プログラムを体系的に企画し、継続的に展開していくことで、区民をはじめとした多様な人々に愛され、再び訪れたいくなる史跡公園として親しまれる存在となることが重要である。その実現が『基本構想』で掲げた板橋区のブランドを創出し、定着・向上させていくことに結実していく。

当史跡公園におけるガイダンス施設は、現存する歴史的建造物の価値と魅力をいかしながら整備することから、展示室など諸室の面積には限りがあり、大型の展示事業の展開には限界がある。視点を変えると、来場者ひとりひとりのニーズに合わせて、様々な教育普及・ラーニングプログラムを企画し、当史跡公園ならではの事業を展開することが可能と言える。

また将来にわたる史跡の適切な保存と活用を続けていくためには、次世代への持続可能な継承が重要であり、生涯学習施設・社会教育施設としての公開・活用する諸事業においては、大人だけでなく子どもたちに対する教育普及活動も重視し、継続的かつ体系的に実施していく。子どもたちが参加する事業には、その家族や友人など関係者が一緒に訪れ子どもたちの学習成果を楽しむことが想定され、一定の集客効果も望むことができるため有効な手法である。

#### 【想定される事業】

・幅広い来場者に史跡の本質的価値に対する総合的な理解を促す教育普及・ラーニングプログラムの推進

当史跡は近代の火薬製造所・火薬研究所の史跡でありながらも、江戸時代の加賀藩下屋敷から戦後の火薬製造所の跡地利用に至る歴史の重層性をもつ。見学者が広範な時代の歴史を学習するために、本節で記した遺構・建造物の見学やガイダンス施設における展示の鑑賞のほかに、教育普及・ラーニングプログラムを組み合わせることが有効である。

例えば、座学形式で学識経験者や学芸員などを講師に、史跡に関する歴史等を学ぶ講座の開催や、ガイダンス施設の展示を学芸員やボランティアの解説とともに鑑賞するギャラリートーク、遺構・建造物を見学するツアーの実施等が想定される。

・参加者層のターゲットを絞った教育普及・ラーニングプログラムの企画

教育普及事業・ラーニングプログラムの具体的な事業例としては、座学形式の講座や展示

事業と連動したギャラリートークなどが想定されるが、特に幅広い層を対象に開催する一般的な事業に加え、参加者層のターゲットを絞った企画を提供することによる、参加者に合った学習効果、満足感を与える事業を展開することも、分野・内容に専門性のある当史跡公園ならではの有効な方法である。

具体的には、子どもたちの博物館・美術館デビューの機会の提供として利用してもらうことを目的に親子や家族を対象にした事業や、来日外国人を対象とした解説ツアーの開催など、近年全国の博物館や美術館で開催されている事例を参考に、当史跡公園においても創意工夫を凝らした事業を体系的に企画し、継続して実施していくことをめざす。

・子どもたちが「本物」の魅力を体感することができるラーニングプログラムの実施

当史跡公園の周辺には板橋第四小学校や金沢小学校、板橋第五中学校、加賀中学校、北園高校など小・中学校、高等学校などの教育機関が集中し、児童から生徒までの子どもたちが遠足や社会科の見学、実習などで当史跡公園のガイダンス施設を訪れ、展示を団体見学することも想定される。

また上記の団体見学の受け入れに加えて、全国の博物館や美術館で実践されている事例を参考にすると、中学生や高校生の参加者を募集し、グループワークを通して展示会の企画を疑似体験し、展示の内容や見どころを発表し議論を行い、参加者それぞれの多様な感じ方や楽しみ方を学び味わう事業や、ワークショップを連続的に実施して展示企画を作成し、それに基づいて実際に展示を開催する事業など、いわゆる「なりきり学芸員」や「中学生・高校生キュレーター」など呼ばれるラーニングプログラムも、当史跡公園のガイダンス施設において展開することが可能な事業であり、高い学習効果を期待することができる。また上記のプログラムは、子どもだけでなく、大人を対象に開催することも可能で、ターゲットを変えることで、異なる目的をもった企画として運営することができる点も、本事業の大きな特徴である。

③展示等教育普及事業Ⅲ：区産業を基とした展示等

理化学研究所板橋分所跡地であるB地区には、史跡の本質的価値を構成する諸要素である「物理試験室」と「爆薬理学試験室」の2棟の建造物が現存しており、両棟の価値と魅力をいかしながら、ガイダンス施設として活用することをめざし、特に史跡と地域産業や、科学技術との歴史的な結びつきに基づく展示等を検討する。

「物理試験室」については、戦後理化学研究所板橋分所として活用された際の、宇宙線観測の機器が設置されていた室や当時の雰囲気伝える窓枠等の建具が現存することから、その価値をいかし、旧理化学研究所板橋分所の活動やその研究内容などを対象にした展示を検討する。一方「爆薬理学試験室」は、鉄骨トラス構造の小屋組や石神井川側の敷地が掘り込まれ、地下室が設置されている状態など、火薬製造所時代の価値や魅力もいかしながら、「未来志向型の産業ミュージアム」として位置づけ、体験学習など積極的な公開・活用事業

を展開できるガイダンス施設として整備することをめざす。

#### 【想定される事業】

・光学・精密機器関連産業と史跡公園における展示公開（→物理試験室・爆薬理学試験室を想定）

板橋区は戦前から光学・精密機器関連産業をはじめとする区地場産業が発展してきた歴史をもち、例えば日本初の一眼レフカメラや、世界初のオートフォーカス一眼レフカメラ、レンズ、ゲームなどの産業遺産的な価値を有する技術や発明が街の中に眠っている。史跡公園のガイダンス施設における区産業に関する展示は、こうした「世界初・日本初の技術の発祥地」といった「板橋にしかない価値」を見出し、ガイダンス施設の見学者を、それら技術を育んだ企業やゆかりの地へと誘導していく「街は博物館」という考え方をコンセプトに、区産業を身近な形で体現する。

また『保存活用計画』第3章「本質的価値」で示した当史跡と光学産業等との歴史的関係性を踏まえ、現在の区地場産業による最新技術の展示も検討する。

例えば、物体の硬度や果実・野菜等の糖度、ヒトの体温、植物の光合成の様子などを光学技術によって計測する最新技術を用いた機器等を展示・実演し、見学者がそれに実際に触れ、操作できるような体験展示を導入し、ものづくりの板橋としてのブランド力の更なる向上を図ることや、実際に宇宙線の観測に用いられた桐箱などの実験器具や、湯川秀樹が板橋分所に導入することを提案したとされる電子計算機など、史跡に由来する機器や、コンピューターを配置し、科学的な実験や観測ができる環境を整備することも、史跡公園を訪れる子どもたちが科学技術に対して興味関心を抱くきっかけを生むことにつながる。

・理化学研究所板橋分所に関する展示（→物理試験室を想定）

当史跡においては、周知のとおり火薬製造所の跡地に理化学研究所が入所し、宇宙線研究など戦後の科学研究を牽引した歴史的経緯があり、当時の活動の様子を窺い知ることができる設備などが現存している。こうした状況を踏まえて、戦後当地において理化学研究所板橋分所の歩んだ歴史や展開された研究活動を、展示によって表現することが想定できる。

例えば、板橋分所に在籍した湯川秀樹の研究室などの再現や、宇宙線観測等に用いられた実験機械などの復元展示、または板橋分所に関する史料展示などが想定され、構成要素である建造物の価値と雰囲気をかした展示の検討を行う。

展示の検討には、学術的な資料調査を継続的に実施し、板橋分所に関する詳細な情報を整理していく必要があるため、現在の理化学研究所などの関係諸機関と連携をとりながら検討を進め、ひいては連携体制を構築していくことで、展覧会の共同開催など積極的な事業展開をめざしていく。

・VR等シアターを活用した科学技術への誘い(→爆薬理学試験室を想定)

B地区にはガイダンス施設に活用できる建造物が2棟所在することから、建造物それぞれの価値や魅力をいかしながら展示内容の差別化を図り、ガイダンス機能の充実をめざす。

例えば、VRや3Dでの没入型のシアターを設置し、映像や音楽を活用しつつ、立体的で色彩豊かな美術映像、ものづくりや製造工程の体験、宇宙や地球・四季折々の自然などを体感することができる展示を実施し科学技術分野への興味を誘導する。あわせて、光学、印刷といった板橋区が誇る製造業についても紹介するなど、様々な展示を継続的に展開していく。



## 11 公開・活用およびそのための施設に関する計画

本節では、前節「10 公開・活用に関する計画」で示した、公開・活用による史跡の価値と魅力の発信を着実に推進していくために必要となる施設に関する計画を示す。具体的には、史跡指定地に現存する歴史的建造物を活用しガイダンス機能を付与することをめざした計画を検討する。なお本計画では、この施設をガイダンス施設と称する。

### (1)ガイダンス施設の設置検討

史跡の本質的価値を理解するためには、遺構・建造物自体の展示や表現、解説に加え、ガイダンス施設における展示などを通して史跡の価値を総合的に伝える機能を付与することが効果的である。

史跡の価値や構成要素の特徴を展示等で体系的に伝え、見学者が情報を得て、史跡を学び、考える機会を生み出すことが重要であり、これらの環境を整備することが、公開・活用事業の効果的な実施へとつながっていく。

『保存活用計画』第3章「本質的価値」は、近代の火薬製造所・火薬研究所としての価値に加え、理化学研究所に代表される戦後の科学研究の展開や、加賀藩下屋敷から「工都板橋」までの歴史的な重層性も史跡の価値のひとつとして認めた。これは当地における江戸時代から現代まで連続する幅広い歴史に価値を見出し、関連する遺構や建造物を構成要素として後世まで保存することができる効果があり、ひとつの土地に江戸時代から現代までの複数の歴史が混在することから、史跡指定地の説明を行うことで、当該地域の歴史の重層性の理解につながるということである。例えば、見学者が発射場の遺構を見学した場合、大正期以降の改変を経て南北2か所の土塁や、弾道管など隠蔽式の発射場が整備されていた昭和10年代の状態と、江戸時代同じ場所が大庭園の築山として楽しまれていた状態を同時に思い浮かべることができるということである(なお遺構・建造物の機能や改変の経緯については、本計画第3章2を参照)。

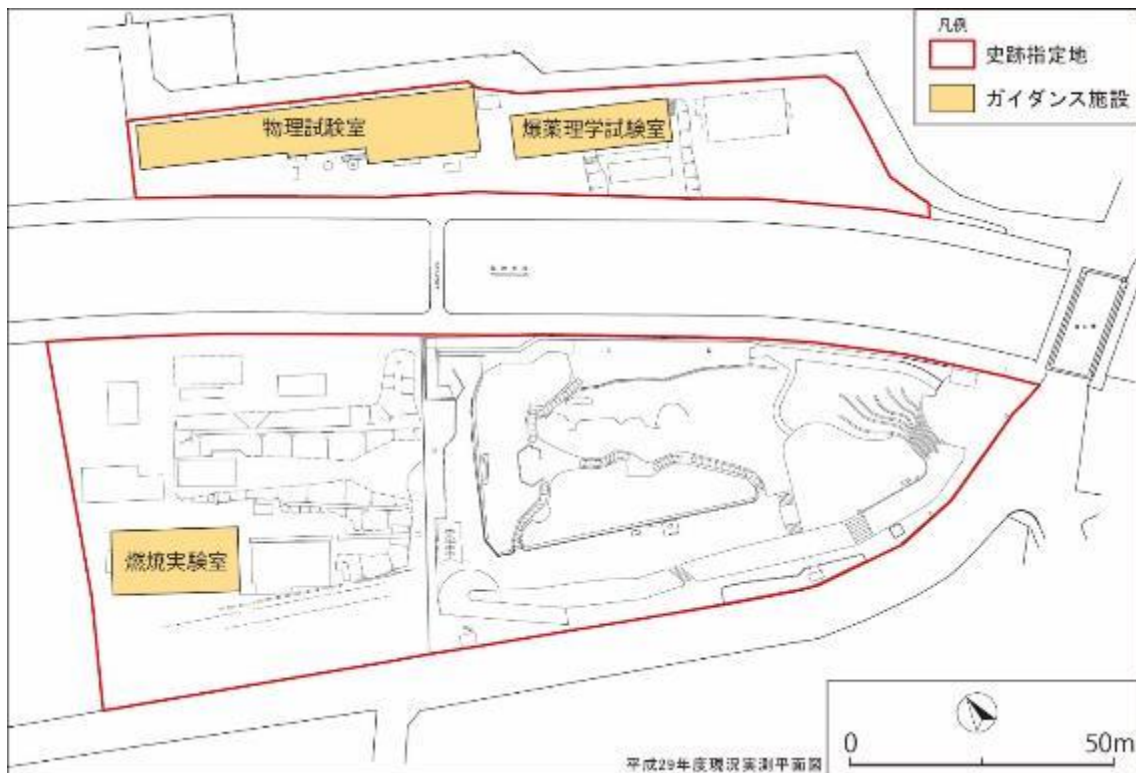
文化庁文化財部記念物課編『史跡等整備の手引き』(同成社、2005、I 総説編 107 頁)によると、ガイダンス施設は史跡の指定地外に設置することが原則とされるが、当史跡指定地内には史跡の構成要素であり、内部の公開を検討している鉄筋コンクリート造の構造をもつ近代建築「燃焼実験室」、「爆薬理学試験室」、「物理試験室」といった建造物が存在しており、本質的価値を有し史跡の歴史そのものを体現している当該建造物にガイダンス機能を付与することが、来場者の史跡に対する理解の促進に直接つながることから、これら3棟の建造物に、ガイダンス機能を付与することを検討する。

なおこれらの建造物は史跡の本質的価値を構成しており、往時の内部状況を展示することが史跡の理解につながるが、現時点では必ずしも内部状況の詳細の把握が十分ではないことから、学術的調査研究を継続し往時の内部状況の復元も併せてめざしていく。

ガイダンス機能の付与は、これら建造物を恒久的に保存することとのバランスを図ることが肝要であるため、適切な維持管理や本章「2 遺構・建造物の整備・活用に関する計画」で示した文化財修復などの施策を効果的に実施する。

下記の項目では、ガイダンス施設として公開・活用を検討する「燃焼実験室」、「爆薬理学試験室」、「物理試験室」の規模、外観、位置等の基本的な情報を示す。

## (2)ガイダンス施設の位置、規模



図〇〇：ガイダンス施設として公開・活用を検討する建造物

① 燃焼実験室



位置：A 地区に西側に位置する(図〇〇を参照)。

規模：鉄筋コンクリート造 2 階建、延床面積約 513 m<sup>2</sup>

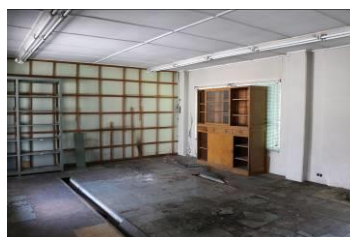
② 爆薬理学試験室



位置：B 地区中央部に位置する(図〇〇を参照)。

規模：鉄筋コンクリート造平屋建、地下室、延床面積約 240 m<sup>2</sup>

③ 物理試験室



位置：B 地区東側に位置する(図〇〇を参照)。

規模：C 棟 鉄筋コンクリート造平屋建、D 棟 煉瓦造平屋建、E 棟 鉄筋コンクリート造平屋建、床面積約 603 m<sup>2</sup>

### (3) ガイダンス施設における展示計画

#### ① ガイダンス施設整備に向けた現状・課題およびその目的と方向性

ガイダンス施設の整備に向けた現状と課題を A において抽出し、その課題の解消に向けたガイダンス施設整備の目的を本項 B において示す。併せて C においてガイダンス施設の施策と具体的な事業を例示する。

#### A 現状と課題

##### 課題 1：遺構・建造物の持つ情報を補う機能の不足

『保存活用計画』第3章「本質的価値」では幕末から戦後に至る当該地域(当史跡)の歴史の重層性を評価し、第5章「史跡の望ましい将来像」では「明治維新から終戦まで近代的な火薬製造所および研究所が設置され、その建造物や施設が群として残ることから、近代の火薬製造所の歴史をより良く理解できるような史跡の保存整備をめざす」と定めた。しかし『整備基本計画』第3章2(3)「史跡指定地内に現存する遺構・建造物の往時の利用方法・機能」(46頁参照)で確認した通り、現存する遺構や建造物は主に関東大震災以降に建築されたものであるため、遺構や建造物の見学のみでは必ずしも歴史の重層性の理解を促すことは困難である。

##### 課題 2：地域の近現代史、火薬製造に関する科学技術史をテーマに取り扱う博物館の必要性

現在区内および近隣に所在する博物館で、火薬製造所に関する常設展示を展開している館は限定的であり、近代や戦後の歴史、文化、社会をテーマにする、いわば近現代史に関する展示も必ずしも十分とはいえない。また科学技術の分野から火薬製造に関する内容を専門的に扱う博物館は、全国的にも確認されていない。

##### 課題 3：日々失われゆく関連文化財の保存

終戦時の火薬製造所は約 50 万㎡と広範囲に及び、戦後稼働が終了して跡地となった火薬製造所の敷地や建物を利用するかたちで研究所、学校、工場などが活動したことからわかるように、火薬製造所に関係する遺構や建造物は史跡の指定地外にも膨大に存在していた。また火薬製造所に勤務していた工員の多くが、当時の板橋町など近隣の住民であったこと、また戦後民間の跡地利用が促進されたことから、戦前の工員手帳や戦後の写真類などの史料も、地域の中で多く残されているものと想定される。

しかし近年、加賀地域ではマンション建設など大規模開発が進み、これら遺構・建造物の多くが失われた。また戦後 70 年以上の時間が経過し、戦前の火薬製造所、あるいは戦後の跡地利用の状況を直接経験した世代も徐々に少なくなっているため、個人で

所有されている史料群が日々失われていることも想定できる。関連文化財は、単なる物質ではなく、地域の歴史、文化、社会を記憶し、周囲にそれを想起させ、地域/個人のアイデンティティを形成していくかけがえのない存在である。

所蔵者や地域の側から見れば、これらの関連文化財は比較的近年のものであり、「史資料」や「文化財」と認識されてこなかったこと、また行政や博物館の立場から見れば、慢性的な収蔵スペース不足の問題から時代の新しい文化財が優先的に収蔵することができなかったことが原因と想定され、これは当史跡のみならず、全国一般的な課題である。

## B ガイダンス施設を整備する目的

目的：課題を解決し、史跡のより良い保存と活用のあり方をめざす

前項で整理した課題を踏まえ、これを解消することでふたたび訪れたいくなる史跡公園として親しまれる一助とすることをめざし、前掲 A において示した課題を下記の通り解消し、史跡公園における魅力へと昇華させることをめざす。

- ・課題 1：「遺構・建造物の持つ情報を補う機能の不足」  
→史跡におけるガイダンス機能を充実させ、史跡指定地内に現存する遺構・建造物の役割や機能を明示し、遺構・建造物の見学を補完するとともに歴史の重層性の理解につながる展示をめざす。
  
- ・課題 2：「地域の近現代史、火薬製造に関する科学技術史をテーマに取り扱う博物館の必要性」  
→加賀藩下屋敷から近代の火薬製造所を経て、戦後から現在に至る周辺地域をめぐる近現代史や、火薬の製造・研究や戦後理化学研究所が展開した基礎科学研究など、史跡に密接に関係する科学技術史を重要なテーマとして位置付け、当史跡に博物館としての機能をもたせ、展示等教育普及活動を推進していくことで史跡の理解がより深まることをめざす。
  
- ・課題 3：「日々失われゆく関連文化財の保存」  
→『保存活用計画』第 5 章に記載した史跡の望ましい将来像のうち、「史跡の価値を守り、活用する」を達成するために、史跡および地域に関する歴史・文化を紡ぎ出す関連文化財の収集、保存を継続的に行うことで、従来一般的に文化財として認識されにくかった近現代の文化財の保存に関する意識を高め、適切に後世に継承していく。

## C ガイダンス施設の施策と具現的な事業

前項で整理したガイダンス施設整備に向けた課題、目的に基づき、整備するガイダンス施設の施策と具体的な事業を下記のように定める。

### i 史跡がもつ価値や魅力の展示

史跡がもつ多様な価値や魅力を歴史学や考古学、建築学などの様々な立場から検討し、実物資料や複製資料に基づいた展示によって広く発信する。

⇒展示事業…常設展示や企画展示などの展示に関する事業。

⇒公開活用事業…遺構・建造物の公開やイベントの開催などの史跡の公開活用に関する事業

### ii 教育普及活動・ラーニングプログラムの展開

史跡公園およびガイダンス施設を訪れる多様な人々が、価値のある学びを実践するために、講義室や教材制作スペースの確保とあわせて、教育普及活動・ラーニングプログラムを継続的に展開する。

⇒教育普及事業…体験学習や講座、見学会、シンポジウムなどの多様な教育普及に関する事業。

⇒公開活用事業…遺構・建造物の公開やイベントの開催などの史跡の公開活用に関する事業

### iii 史跡に関連する資料の収集・保存

火薬製造所や加賀藩下屋敷など史跡の価値に関するもの、または当該周辺地域の歴史、文化、社会に関するあらゆる文化資源を資料として収集・公開するとともに、次世代に継承する。

⇒資料収集・保存事業…関連資料の収集・保存に関する事業。

### iv 展示や教育普及活動等を支える調査研究の継続

充実した展示や教育普及活動を継続的に実施していくために、さらに史跡の復元など長期的な整備を実現していくために、学術的な調査研究を継続して実施していく。

⇒調査研究事業…展示や教育普及事業、長期的な史跡整備を実現するために、必要な史料調査、発掘調査などの学術的な調査研究を行う事業。

### v 憩いとレクリエーションの場の提供

ガイダンス施設や史跡公園を訪れた来場者の休憩や、史跡に関連する図書展示などを通して来場者のさらなる興味関心を育むレクリエーションの機会を提供する。

⇒憩いとレクリエーション事業…来場者が休憩し、史跡を学ぶ興味関心を育むための事業。

vi ガイダンス施設の管理機能の充実

公園管理やガイダンス施設の展示事業、学芸員や案内ボランティア等の作業スペースなど、史跡公園全体の管理運営機能をガイダンス施設に設置する。

⇒管理運営事業…展覧会や教育普及事業の企画から、日常的な施設の維持管理に至る事務事業。

②施設計画

A ガイダンス施設における事業と機能

本項①C（166頁参照）で示した「展示事業」や「憩いとレクリエーション事業」など6つの事業を円滑に遂行するために、ガイダンス施設のもつミュージアムとしての機能に当てはめると、下表(要番号振当)「ガイダンス施設における事業と機能の関係」のように整理することができる。またガイダンス施設に求められる機能は、おおむね博物館の機能に準じるものであり、下表「ガイダンス施設における機能の役割」の通り考える。

事業	機能
展示事業	展示機能
公開活用事業	教育普及機能
教育普及事業	資料収集・保存機能
資料収集・保存事業	調査研究機能
調査研究事業	憩いとレクリエーション機能
憩いとレクリエーション事業	管理機能
管理運営事業	その他機能
その他	

表(要番号割当)：ガイダンス施設における事業と機能の関係

機 能	説 明
展示機能	史跡の価値や構成要素、および史跡の総合的な理解に関する情報を提供するために、常設展示、企画展示等を展開する機能。
教育普及機能	史跡に関する講座やシンポジウム、展示や史跡内の解説ツアーなど、多様な教育普及活動・ラーニングプログラムを展開するための機能。
資料収集・保存機能	史跡に関する資料を収集し、収集した資料及び他館より借用した資料を保存・保管する機能。
調査研究機能	展示機能、収集保存機能、教育普及機能を支え、中長期的に史跡の保存と活用を推進する基礎となる調査研究を継続的に実施する機能。また見学者の自主的な学習を支援する機能。
憩い機能	見学者が休憩し、長時間の見学に資する機能。
管理機能	ガイダンス施設および史跡公園全体を管理するために必要な維持・管理業務を担う機能。
その他機能	上記の機能のほか、ガイダンス施設を運営するために必要となる機能。

表(要番号割当)：ガイダンス施設における機能の役割

## B 諸室の構成と規模

前項「A ガイダンス施設における事業と機能」において確認したガイダンス施設における諸機能を、ガイダンス施設において実践するためには、ガイダンス施設内に配置する諸室との関係性を十分に検討し、その成果に基づきながら、基本設計以降で具体的にその規模や位置について検討していく。本項目では、諸室の「i 諸室の種類」においてその種類の概要を把握し、「ii 諸室の構成」において、前項までの検討を踏まえたガイダンス施設における諸室の構成案を提示する。

なお、この諸室の構成と規模に関する検討については、あくまでも現段階で想定されるものであり、今後基本設計以降の段階で、具体的に歴史的建造物の保存整備など他の関連諸計画とのバランスを考慮しながら、より良い計画へと内容を変更していく可能性がある。



### i 諸室の種類

- ・**常設展示室**…期間を定めず、常設的に資料展示を行う室。定期的に展示替えを行い、展示内容を更新するとともに、資料自体の長期間展示による劣化を避ける。
- ・**企画展示室**…特定のテーマや企画による展示を、期間を限定して実施する室。
- ・**収蔵庫**…資料を収蔵する室、または他館からの貸借資料を保管する室。資料に影響を及ぼす光、温湿度、虫菌類対策および防犯、防火対策を十分に施す。
- ・**多目的室**…教育普及事業や見学者の休憩など、特定の用途に限定せず多目的に利用する室。
- ・**図書室**…史跡に関連する図書を配架し、見学者が閲覧する室。
- ・**事務室**…事務員やボランティア等が執務し、史跡公園における事業の企画・準備する室。
- ・**学芸員室**…常設展示や企画展示に向けた調査研究、教育普及事業の企画・準備、見学者に対するレファレンスなどを行う室。
- ・**その他諸室**…エントランス、階段、ロッカー室、トイレ等

ii 諸室の構成

【A 地区：燃焼実験室】

表(要番号振当)：A 地区ガイダンス施設における機能と必要諸室の構成

事業	機能	主な必要諸室	与条件
①展示事業	展示機能 (①～⑤)	常設展示室 企画展示室 建物展示室	構成要素である建物自体を展示する室や、史跡の価値や指定地内外の構成要素、または地域の歴史を総合的に展示するためのケース、ジオラマ、パネルなどの展示設備、空調設備、映像音響設備などを設けた室。
②公開・活用事業			
③教育普及事業	教育普及機能 (②③⑤⑥)	多目的室	教育普及事業や見学者の休憩、自主学習に供する椅子や机等の設備など。
④資料収集・保存事業	資料収集・保存機能 (④)	収蔵庫	収集した資料、展示に供する資料等を収蔵する室。
⑤調査研究事業	調査研究機能 (②④⑤)	図書コーナー 学芸員室	見学者が自主的に学習できる室や展示事業等諸機能を企画運営するための学芸業務を執務する室。
⑥憩いとレクリエーション事業	憩い機能 (⑥)	多目的室	見学者が休憩できる室、事業に限定されず多目的に利用することができる室。
⑦管理運営事業	管理機能 (⑦)	事務室 学芸員室	史跡公園およびガイダンス施設の維持管理などのための執務を行う室。
その他	その他機能	エントランス ロッカー室 便所	その他、ガイダンス施設を運営する上で必要となる室。

※上表に示した必要諸室は現時点で想定される室の例示であり、今後の基本設計・実施設計等によって変更になる可能性がある。また、室の名称も仮称である。

【B地区：爆薬理学試験室・物理試験室】

表(要番号振当)：B地区ガイダンス施設における機能と必要諸室の構成

事業	機能	主な必要諸室	与条件
①展示事業	展示機能 (①～⑤)	常設展示室 体験展示室 建物展示室	構成要素である建物自体を展示する室や、史跡の価値や指定地内外の構成要素、または地域の歴史を総合的に展示するためのケース、ジオラマ、パネルなどの展示設備、空調設備、映像音響設備などを設けた室。
②公開・活用事業			
③教育普及事業	教育普及機能 (②③⑤⑥)	多目的室	教育普及事業や見学者の休憩、自主学習に供する椅子や机等の設備など。
④資料収集・保存事業	資料収集・保存機能 (④)	収蔵庫	収集した資料、展示に供する資料等を収蔵する室。
⑤調査研究事業	調査研究機能 (②④⑤)	アーカイブコーナー	見学者が自主的に学習できる室や展示事業等諸機能を企画運営するための学芸業務を執務する室。
⑥憩いとレクリエーション事業	憩い機能 (⑥)	多目的室	見学者が休憩できる室、事業に限定されず多目的に利用することができる室。
⑦管理運営事業	管理機能 (⑦)	事務室	史跡公園およびガイダンス施設の維持管理などのための執務を行う室。
その他	その他機能	エントランス ロッカー室 便所	その他、ガイダンス施設を運営する上で必要となる室。

※上表に示した必要諸室は現時点で想定される室の例示であり、今後の基本設計・実施設計等によって変更になる可能性がある。また、室の名称も仮称である。

## 12 管理・運営に関する計画

史跡陸軍板橋火薬製造所跡の運営・体制については、『保存活用計画』第9章においてその方向性を「史跡陸軍板橋火薬製造所跡の保存整備および活用事業を円滑に進めるためには、国や東京都と連携を図り、板橋区の関係各部署、計画策定委員会に参加いただいている各種団体をはじめ地域住民の方々、関連企業、学識経験者、教育機関などと十分な情報共有および意見交換と調整を図りながら管理運営を行う必要がある」と示し、運営・体制の方法としては、①「区内部の関係各部署の体制構築」②「関係団体との連携強化」③「地域住民の方々との連携」と定めている。

本節では、上記の方向性と方法を踏まえ、より具体的な手段について検討していく。

### (1)具体的な管理・運営手段の検討

#### ①史跡公園の管理・運営の考え方

史跡公園は、A地区およびB地区については遺構・建造物の保存の観点から時間を限定して公開し、その間はガイダンス施設の開錠や場内清掃などの美観維持、来場者対応といった史跡の管理目的のため有人による管理の実施を検討する。なお、開場時間については季節ごとの日没時間を考慮しながら決定する。

閉鎖時間中は無人管理となるが、敷地出入口およびガイダンス施設内部を含めた周辺に赤外線センサーなどによる機械警備の整備を検討する。また所蔵する貴重な文化財を保護する目的から消火設備の設置も併せて検討する。

A'地区は現在も公園として供用されており住民の生活動線としての位置付けもあることから夜間閉鎖せず常時開放を検討する。

#### ②史跡公園の管理・運営方法

『保存活用計画』第9章では、区内部の関係各部署の体制構築について、「まず史跡の保存と活用のバランスを図り、展示等を企画できる学芸員等専門職員の役割が重要となる。併せて地域振興、産業振興、観光振興、まちづくりといった多様な観点から史跡を捉え、史跡公園だけでなく周辺を含めた広域的な区の魅力の発信と地域の活性化を図るため、区内部の関係各部署と連携を強化し、組織横断的な運営体制を構築することが必要不可欠である」としている。

管理・運営の方法については、民間のノウハウを活用していくことを視野に入れ、財政効果も併せて考慮しつつ、指定管理者制度の導入を含め検討していく。

### ③観光拠点としての史跡公園の運営

史跡公園を核とした回遊性を構築するには、まず史跡公園が観光拠点として認識されることが必要である。以下のA～Dは一例であるが、今後も観光拠点化に向けた検討を続けていく。

A史跡指定地内外を巡るツアーの実施

B史跡公園の魅力を来場者に伝えるガイドスタッフの育成

C史跡公園周辺地区の紹介コーナーや観光案内所をガイドンス施設内に設置

D史跡の価値をいかした、ここでしか体験できないイベント、例えば加賀藩下屋敷時代の食の再現や、火薬製造の技術がいかされた現在の花火の紹介、宇宙線の観測などの体験学習イベントの継続実施

### ④関係団体・地域住民の方々との協働体制の構築

史跡公園の管理運営には、前述した区内部の連携はもとより、文化団体連合会や町会連合会、産業連合会、商店街連合会、商工会議所、観光協会、加賀まちづくり協議会やNPO法人など各団体との連携強化や、地域住民の方々との連携も欠かせない。例えば当地の歴史を学んだ近隣小中学校の児童・生徒による史跡案内事業や、地域住民参加による展示作成ワークショップの開催、植栽の維持管理や清掃ボランティアなど、関係団体や地域の住民の方々と協働して史跡公園を管理・運営していく組織づくりも検討していく。

また、史跡公園の整備段階からグランドオープン後の管理・運営に到るまで、意見交換を行う運営協議会の設置を検討し、史跡公園が基本構想の基本方針である「区民に愛され、再び訪れたくなる公園」となることをめざしていく。

### 1.3 実施計画

平成29年度 (2017)	<p>■『板橋区史跡公園（仮称）基本構想』策定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・区としての構想、計画を策定</li> </ul>	<p>国史跡指定</p> <p>理研・野口研 用地取得（公社）</p>
平成30年度 (2018)	<p>■保存活用計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国史跡指定を踏まえ、文化庁等も参画し、計画を策定</li> </ul>	
平成31年度 (2019)	<p>■整備基本計画</p>	<p>保存整備に向けた試掘・ 建造物調査等の実施</p>
令和2年度 (2020)	<p>■史跡整備に向けた各種調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●発掘調査 ●遺構・建造物調査</li> <li>●測量調査 ●耐震調査 ●資料調査</li> </ul> <p>■基本設計</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●建物整備 ●公園整備</li> <li>●展示設計</li> </ul>	
令和3年度 (2021)	<p>■実施設計</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●建物整備</li> <li>●展示設計</li> </ul>	<p>都市計画公園の 都市計画決定</p> <p>理研・野口研 用地取得（区）</p>
令和4年度 (2022)	<p>■整備工事</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●建物</li> <li>●展示</li> </ul> <p>■実施設計</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●公園整備</li> </ul>	<p>周辺環境整備</p> <p>各計画の中で、アクセスマートを 含む周辺地域の環境整備の 方向性を決定する。 そのうえで、必要な整備内容 を検討し、7年度のグランド オープンに向けて整備を進め ていく。</p>
令和5年度 (2023)		<p>■整備工事</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●公園整備</li> </ul> <p>石神井川沿い 緑道整備工事</p>
令和6年度 (2024)		
令和7年度 (2025)	<p>グランドオープン</p>	